

# 確定申告

窓口か送付で。自分で書いて、お早めに。

申告と納税は、期限内に。

便利な振替納税をご利用ください。

所得税・贈与税・事業税・住民税

3月15日(月)まで

個人事業者の消費税・地方消費税

3月31日(水)まで

## 主婦と税金

(次の説明は控除額等、基  
本的に所得税の場合です。)

### パート収入の場合

パート収入は通常、基  
給与所得になります。  
課税される所得は、パ  
ートの年収から、給与所  
得控除額（最低65万円）  
と基礎控除（38万円）

などの所得控除を差し  
引いた残額です。

### 内職などの収入の場合

内職などの収入は、基  
収入から必要経費を引  
いた残額が事業所得又  
は雑所得となり、最低  
65万円の必要経費を差  
し引くことができます。

適用対象者は、家内労  
働者、外交員、集金人  
など、特定の人に継続  
して労務の提供をする  
人などです。  
収入が内職だけの場  
合、パート収入と同様  
に、年収103万円以下は  
所得税はかかりず、配

偶者特別控除も受けら  
れます。

※パートや内職（家内労働  
者等）の年収が100万円以  
下ですと、所得金額が町  
とになりますので、町県民  
税（所得割）はかかりま  
せん。

### 配偶者控除と

#### 配偶者特別控除

夫に収入があり、妻  
がパートで働く場合を  
考えてみると、夫につ  
いては、次のとおり配  
偶者控除と配偶者特別  
控除が受けられます。

#### 妻のパート収入103万 円以下であれば、配偶 者控除（38万円）が受 けられます。

配偶者特別控除は、  
妻の所得によって調整  
されますが、最高額は  
38万円です。この控除  
はパート収入が103万円  
を超えて、141万円未  
月10日に死亡した場合、  
例えば、平成16年2

満であれば受けること  
ができます。ただし、夫  
の合計額が1千万円以  
(給与収入で約1千230  
万円)を超える年には  
受けることができます。  
(※平成15年分ま  
では、従前どおり適用  
されます。)

平成15年分と平成16  
分の所得税については、  
平成16年6月10日まで  
です。

お忘れにならないよ  
う、ご注意ください。

死亡した人の確定申告  
確定申告をしなけれ  
ばならない人が、申告  
をする前に死亡した場  
合に、その相続人が代  
わつてする確定申告を  
「準確定申告」といいま  
す。

## ご注意を

## パート所得と税金(平成15年中)

平成15年中収入金額 (給与収入の場合)	平成16年度 町県民税	平成15年分 所 得 税	夫の所得金額か ら配偶者控除額 を差し引くこと	夫の所得金額から 配偶者特別控除を 差し引くこと
年収100万円以下	かからない			できる
年収100万円超103万円未満		かかる	できる	できない
年収103万円				できる
年収103万円超141万円未満		かかる	できない	できない
年収141万円以上				

(注) 夫に均等割がかかっていれば、妻には均等割はかかりません。  
この表は、夫に均等割がかかっているものとして、作成しています。

(税務課  
TEL  
820-  
5603)

月10日に死亡した場合、  
例えば、平成16年2